

## 機器利用に当たってのお願いと留意事項

埼玉県産業技術総合センター

### 1 利用時間、利用できる機器について

- 試験装置や人体に害を及ぼす可能性のある試験や試験品は、御利用いただけない場合があります。
- 使用料の積算根拠となる利用時間には、利用者による搬入・準備から原状復帰・撤去までの時間が含まれます。
- 利用時間は、事前に許可された時間です。利用時間の延長を希望する場合には、早めに職員にお申し出ください。ただし別の予約がある場合等、御要望に沿えない場合もあります。
- 御利用いただけるものは、利用を許可された試験機とその付属品のみであり、その他の備品等は職員が使用を認めたもの以外は御利用いただけません。

### 2 機器の操作について

- 職員は機器の操作説明は行いますが、利用に直接かかわる操作はいたしません(指導員付きの御利用の場合も同様です)。

### 3 試験品等の残置について

- 利用者が持参した試験品等は、原則として全て当日にお持ち帰りいただきます。ただし、機器を複数日にわたって利用し、翌営業日の利用が決まっている利用者のみ、その利用期間中、職員が指定した場所に試験品等を置いておくことを認めます。

### 4 発生したゴミ等の処理について

- 機器の御利用にあたって発生したゴミ等は利用者がお持ち帰りください。

### 5 免責事項について

- 予期せぬ試験装置の不具合等により、機器利用の全部または一部ができなくなる場合があります。その場合、機器利用が中断したことによる試験品の損耗、利用者の旅費・宿泊料金等について、その損害を賠償することはできません。
- 翌営業日の利用に供する試験品を残置した場合において、その間の試験品の破損・紛失等について当センターは一切の責任を持ちません。